

令和5年度

相模原市  貨物運送事業者向け

令和5年7月18日現在

低燃費タイヤ導入支援補助金

申請の手引き

手続きの流れ

発注前にやること

① 事前登録

事前登録前に
補助要件をチェック!!

市ホームページから登録（令和6年1月31日午後5時まで）

※事前登録は1回のみ

申込順で予算の上限に達し次第 **受付終了**

発注以降にやること

② 購入、装着、支払等

事前登録後
速やかに!!

令和5年4月1日から令和6年1月31日まで
（上記の期間内に全て完了させる必要があります）

③ 交付申請書兼実績報告書、請求書の提出

市ホームページから様式を印刷

郵送で提出 提出期限(令和6年1月31日)※当日消印有効



書類審査は
1か月程度

【相模原市】書類審査



【相模原市】 交付決定等通知書の送付と補助金の振込

目次

1 補助金の概要

- ・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- ・補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- ・補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- ・補助金を申請できる方の要件・・・・・・・・ P3
- ・期間と書類提出期限・・・・・・・・・・・・・・ P4
- ・補助対象車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- ・補助額と補助上限額・・・・・・・・・・・・・・ P6
- ・補助額の算出例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

2 手続きの流れ

- ・事前登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- ・事前登録内容の変更、取下げ・・・・・・・・ P8
- ・購入、設置、支払等・・・・・・・・・・・・・・ P8
- ・交付申請書兼実績報告書、交付請求書の提出 P9
- ・提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- ・書類審査と交付決定、交付決定等通知書送付、補助金の振込 P11

3 資料編

- ・補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- ・その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・ P12

4 お問い合わせ先、ホームページ・・・・・・・・ P13

※注意※

不正受給（交付要件を満たしているように偽って申請すること等）は犯罪です。
不正受給が発覚した場合、交付決定を取り消すと同時に、全額返還を求めることになります。

目的

原油価格や物価高騰の影響に対して、燃費向上による輸送コストの負担軽減につなげるため、低燃費タイヤの購入費用を一部補助します。

補助対象事業

市内中小貨物運送事業者が低燃費タイヤを購入・装着するものを対象とします。

※ **中古品は対象外です。**

※ 低燃費タイヤについては、P.2を参照ください。



【重要】 「市内中小貨物運送事業者」とは
以下をすべて満たす中小企業者のことです。

- (1) 相模原市内に事業所等を有していること。
- (2) 市税の滞納及び未納がないこと。
- (3) 貨物自動車運送事業を行う事業者のうち、令和5年4月1日時点で関東陸運局神奈川運輸支局において、ア～ウのいずれかの事業許可（認可）を受けた又は届出済の事業者であること。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者
- ウ 貨物軽自動車運送事業者

※ 補助金を申請できる方の要件について、詳細はP.3を参照ください。

※ 「中小企業者」について、詳細はP.12を参照ください。

補助対象経費（低燃費タイヤ）について

『低燃費タイヤ』とは、次のとおりです。

- (1) 一般社団法人日本自動車タイヤ協会が定めるラベリング制度における低燃費タイヤの統一マークが表示されているもの



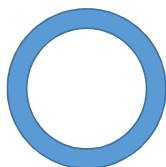
【低燃費タイヤ統一マーク】

出典：一般社団法人日本自動車タイヤ協会（JATMA）HP

<https://www.jatma.or.jp/labeling/outline.html>

- (2) 各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるもの
- ※ 詳細は各タイヤメーカーのカタログ及びHP等をご確認ください。
 - ※ 中古品は不可です。
 - ※ 更生タイヤ（リトレッドタイヤ）は省燃費のものが対象です。

補助対象となる経費



- ・低燃費タイヤの購入費（税抜き）
※経費の内訳が記載された領収書等により確認できるものに限ります。

補助対象とならない経費（一例）



- ・中古品タイヤの購入
- ・低燃費性能の効果が不明確なもの
- ・低燃費タイヤの装着費用
- ・既存タイヤの処分費用 など

⊙ 補助対象となる経費に該当していても、次の場合は対象となりません

- ✖ 申請者（発注者）と受注者が同一のもの
- ✖ 申請者（発注者）と資本関係がある事業者又は申請者（発注者）の役員もしくは役員に属する企業等が受注者である場合

補助金を申請できる方の要件

次の①～⑧の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 中小企業者(個人事業者・協同組合等を含む) 詳細は、P.12
- ② 相模原市内に事業所等を有していること
- ③ 市税の滞納及び未納がないこと
- ④ 既に本補助金の交付を受けていないこと(1事業者1申請)
- ⑤ 補助対象車両等について、補助対象期間内に国や県等(本市を含む)の補助金を受けていないこと(受ける見込みを含む)
- ⑥ 事前登録を行っていること
- ⑦ 貨物自動車運送事業を行う事業者のうち、令和5年4月1日時点で関東陸運局神奈川運輸支局において、ア～ウのいずれかの事業許可(認可)を受けた又は届出済の事業者であること
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 貨物軽自動車運送事業者
- ⑧ 今後も市内で事業を継続する意思があること

⊗ 上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は申請できません

- ✖ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ✖ 政治資金規正法第3条に規定する政治団体
- ✖ 宗教上の組織もしくは団体
- ✖ 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- ✖ 相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員
- ✖ 代表者、役員又はその他事業に携わる者に、相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいるもの
- ✖ 法令等に違反する活動を行っているもの
- ✖ 個人事業者のうち、市外に在住しているもの
- ✖ その他市長が適当でないと認めるもの

○申請者は、法人の場合は法人の代表者です。

○法人の本社の所在地が市外の場合であっても、市内に事業所等がある場合は申請可能です。

(申請車両の車検証に記載されている「使用の本拠の位置」が市内であること)

○申請上限は30台分まで、申請できる回数は、1事業者1回です。

期間と書類提出期限

○各申請手続きの期限

①事前登録受付期間	②補助対象期間 (購入、設置、支払等)	③申請書兼実績報告書 交付請求書 提出期限 (※消印有効)
令和5年7月18日(火) 9時から 令和6年1月31日(水) 17時まで (予算の上限に達し次第、受付を終了)	令和5年4月1日(土)から 令和6年1月31日(水)まで※	

購入予定品の欠品などにより補助対象期間内に購入、装着、支払等が終了しない場合は、補助対象になりません。

納品や装着のスケジュールについて事前にタイヤ販売店及び自動車整備工場等にご確認ください。

⊘ 留意事項

令和6年1月31日(水)までに支払い(クレジットカードによる支払いの場合は、銀行口座からの引き落とし)が確認できたものが対象となります。

なお、クレジットカードによる支払いは、一括払いに限ります。(分割払い、リボ払い、キャッシング払いは対象外。)

補助対象車両

以下の（１）～（３）までの全ての要件を満たす車両が対象となります。

- (1) 申請者が運送事業の用に供する事業用車両であること
- (2) 自動車検査証において、相模原市内に本店がある申請者が使用する車両、又は申請者が使用し「使用の本拠の位置」が相模原市内である車両であること
- (3) 自動車検査証において、自家用・事業用の別が事業用であること

【参考】自動車検査証での確認内容

自動車検査証の画像。赤い点線で囲まれた箇所と数字の注釈が示されています。

- ① 自家用・事業用の別
- ② 自動車の種別
- ③ 車体の形
- ④ 使用者の氏名又は名称
- ⑤ 使用者の住所
- ⑥ 有効期限の満了する日

主な確認項目	チェックポイント
① 自家用・事業用の別	「事業用」となっていること
② 自動車の種別	「軽自動車」の場合、補助上限は軽自動車の区分になります。
③ 車両総重量又は最大積載量	車両総重量又は最大積載量に応じて、補助額の算出区分（「大型自動車」「中型自動車」「普通自動車」）を判断します。
④ 使用者の氏名又は名称	申請者が使用者となっていること
⑤ 使用者の住所／使用の本拠の位置	どちらかが相模原市内となっていること
⑥ 有効期限を満了する日	申請日時点で有効となっていること

補助額と補助上限額

自動車の種類（補助額の算出区分）		低燃費タイヤ1本あたりの補助上限額	自動車1台あたりの補助上限額
大型自動車	車両総重量11トン以上または最大積載量6.5トン以上	13,500円	135,000円
中型自動車	車両総重量3.5トン以上、11トン未満または最大積載量2トン以上、6.5トン未満	10,500円	63,000円
普通自動車	車両総重量3.5トン未満または最大積載量2トン未満	4,500円	18,000円
軽自動車（2輪を除く）		2,500円	10,000円

※ 合計金額に1,000円未満の金額が生じた場合は、切り捨てで算出

補助額の算出例

例1

所有する車両のうち、9台分を低燃費タイヤに交換した場合
 （内訳：大型自動車4台、中型自動車3台、普通自動車2台）
 ※ いずれも全てのタイヤを低燃費タイヤに交換したものとする。

$$135,000円 \times 4台 + 63,000円 \times 3台 + 18,000円 \times 2台 = 765,000円$$

例2

所有する車両のうち、軽自動車3台分を低燃費タイヤに交換した場合
 ※ いずれも全てのタイヤを低燃費タイヤに交換したものとする。

$$10,000円 \times 3台 = 30,000円$$

※ 車両ごとに交換した低燃費タイヤの本数に応じて補助額を算出しますが、タイヤの本数が多い車両であっても、補助額の算出区分に応じた1台あたりの補助上限額を超えることはできません。

（例）タイヤが12個ある大型自動車について、全てのタイヤを交換した場合であっても、補助額は135,000円で算出します。

事前登録

事前登録

購入、装着、
支払等

交付申請書兼実績報告書
交付請求書
提出

(市)
書類審査と
交付決定

(市)
交付決定等通知書送付
補助金の振込

- 1 所有する事業用自動車のうち、低燃費タイヤに交換する台数を確認してください。
※申請できる上限は30台までです。

2 市ホームページから事前登録

- 受付期間は、**令和5年7月18日(火)9時～令和6年1月31日(水)17時**

相模原市 低燃費タイヤ 補助金

検索

受付期間内であっても、申込順で予算の上限に達し次第、受付を終了させていただきます。

https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/tire/

- 市ホームページの「**貨物運送事業者低燃費タイヤ導入支援補助金 事前登録**」から次の手順で行ってください。

① 事前登録フォームに入力

市ホームページに掲載のURLにアクセスし、申請者氏名、住所、連絡先、車両台数、タイヤの本数、購入完了予定月等を入力し、登録を完了してください。

② 申込完了通知メールの受信

登録が完了すると、登録メールアドレスに事前登録の申込完了通知メールが自動送信されます。

申込完了通知メールに記載されている「**事前登録番号**」は、**交付申請書の提出に必要**です。

インターネット環境が無い場合など、市ホームページから事前登録ができない方は、FAX用の事前登録票をお送りしますのでP.13のお問合せ先までご連絡ください。
FAXによる事前登録の場合、手続きに日数を要することを予めご了承ください。

- 市から事前登録完了の連絡はいたしません。

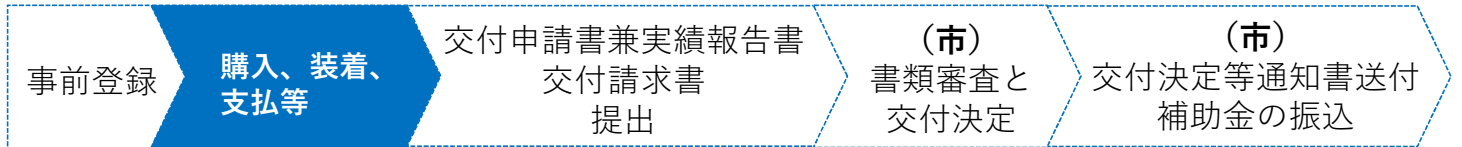
事前登録の申込完了通知メールを受信後、速やかに購入、装着、支払等を実施し、交付申請書兼実績報告書、請求書をご提出ください。

● 事前登録内容の変更・取下げについて

登録内容に変更（※）が生じた場合や申請を取り下げる場合には、P.13の問合せ先まで速やかにご連絡ください。

※ 低燃費タイヤの購入数量（車両台数）を変えたい等の補助金額への影響が大きな変更が見込まれる場合には、事前にご連絡をお願いします。
予算の状況により、事前登録の金額変更が認められないことがあります。

購入、装着、支払等



事前登録の申込完了通知メール受信後、購入、装着、支払等を実施してください。

補助対象期間（購入、装着、支払等をする期間）は、令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）までです。



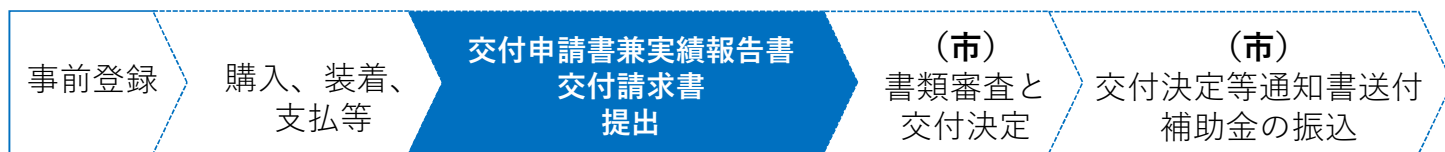
次の(1)(2)は補助対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 補助対象期間より前に購入、装着、支払等をしたもの
- (2) 補助対象期間内に購入、装着、支払等が完了していないもの
※クレジット払いの場合、銀行口座からの引き落とし日が支払日となります。

「購入、装着、支払等」とは、補助対象となる低燃費タイヤ購入のための一連の行為であり、補助対象期間中に実施から支払まで完了させる必要があります。



交付申請書兼実績報告書、交付請求書の提出



① 提出書類 (P.10) を作成・用意してください。

- 様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

相模原市 低燃費タイヤ 補助金

検索

https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/tire/

- 法人と個人事業者で提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

② ①で作成・用意した提出書類を郵送で提出します。

※ 提出書類一式を簡易書留、レターパックなど郵送物の追跡ができる方法で、以下の送付先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負えません。

(宛先) 相模原市役所 環境経済局 産業支援課 宛
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

- 封筒表面に「**低燃費タイヤ導入支援補助金申請書在中**」と記載してください。

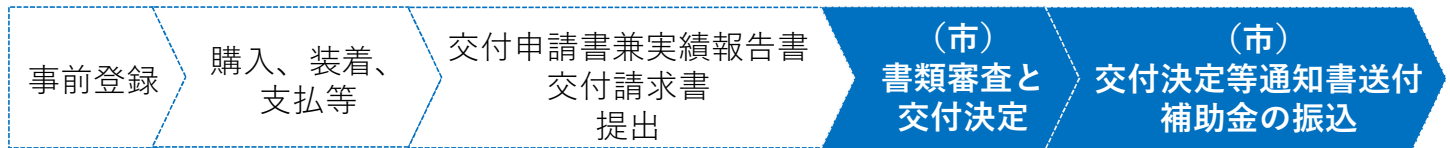
交付申請書兼実績報告書、交付請求書の**提出完了**です。

提出書類

- 以下の書類を提出してください。**必要に応じて書類の追加提出を求めることがあります。**
 なお、提出書類の返却はいたしませんので、控えが必要な場合は提出前に必ずコピーを保管してください。
- 手書きで作成する場合は、**ボールペンで記入**してください。
 鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープは使用できません。

提出書類	備考	法人	個人事業者
(1) 交付申請書兼実績報告書	第1号様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 補助金交付請求書	第2号様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 誓約書及び同意書	第8号様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 役員等氏名一覧表	第9号様式	<input type="checkbox"/>	—
(5) 運転免許証等、本人確認書類の写し	運転免許証を所有していない場合、マイナンバーカード（表面のみ）、健康保険証、パスポート等の写しを提出すること。	—	<input type="checkbox"/>
(6) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書等又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し	左記の書類を紛失している場合、事業証明願い又は一般社団法人神奈川県トラック協会の会員であることがわかる書類の写しでも可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 車検証の写し	交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に記載のすべての車両分 申請日時点で有効期限内であるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 補助対象経費の支出を証する書類	購入日、支払日、装着日、購入金額、取り付けた車両の自動車登録番号等、対象商品名（低燃費タイヤの型式）、本数等が確認できる書類 ※複数の組み合わせでの確認も可 ・領収書、振込金受取書、取引記録 等 ・請求書、納品書、作業報告書 等 ・自社装着の場合は、装着の事実が確認できる報告書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 振込先口座がわかるものの写し	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できるもの ※通帳の表紙をめくった見開き2ページ、インターネットバンキングの画面 等 ※申請者と口座の名義人は一致している必要があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) その他	必要に応じて確認書類の追加提出を求めることがあります。		

(市) 書類審査と交付決定、交付決定等通知書送付、補助金の振込



購入予定品の欠品などにより補助対象期間内に購入、設置、支払等が終了しない場合は、補助対象になりません。

納品等のスケジュールについて事前にタイヤ販売店や自動車整備工場等にご確認ください。

- 書類審査は、1か月程度の日数を要します。

※申請書類の不備や不足がある場合は、書類審査に1か月以上要することがあります。

- 書類審査完了後、「交付決定等通知書」を郵送し、ご指定の口座へ補助金を振り込みます。

申請の手引き本編はここまでとなります。

次ページ以降は資料編として補助対象となる事業者の詳細や注意事項、問い合わせ先のご案内が掲載されておりますので、併せてご確認ください。



(資料編) 補助対象者

相模原市内に事業所等を有する次の事業者です。また、申請は、1事業者につき1申請に限ります。

● 中小企業者

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
(運送業の場合)「資本金の額又は出資の総額が3億円以下」又は「常時使用する従業員の数が300人以下」の**いずれか**を満たす**法人又は個人事業者**を指します。

業務に従事する者(労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」)を指します。
ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・会社役員
- ・個人事業者及びその家族従業員(同一生計者で3親等内の親族をいう。)
- ・日々雇い入れられている者
- ・2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者

ただし、次に該当する場合を除きます。

● みなし大企業 (次のア～ウのいずれかに該当する中小企業者をいう。)

- ア 一つの大企業(中小企業以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
- イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

● 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体

● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等

(資料編) その他の注意事項

● 交付決定の取消及び補助金の返還について

次のいずれかの場合には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- ① 補助対象期間内に、本補助金を申請できる方の要件を満たさなくなったとき
- ② 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ③ 補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき
- ④ 同一の補助事業について、本市を含む、国や県等の補助金を受けることとなったとき。
- ⑤ 申請変更・取下申請を市長が承認したとき
- ⑥ 法令等に違反したとき
- ⑦ 誓約事項に違反したとき
- ⑧ その他市長が不適当と認めたとき

● 財産処分について

補助事業により取得した低燃費タイヤを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡又は貸付けしてはいけません。ただし、交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りではありません。

お問合せ先

相模原市 貨物運送事業者低燃費タイヤ導入支援補助金事務局

☎ 042-769-1396

受付時間：9：00～18：00(土日祝日、年末年始を除く)

※ 年末年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）

市ホームページ

https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/tire/

相模原市 低燃費タイヤ 補助金

🔍 検索

